

資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。)は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針(以下「勧告方針」という。)を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」(以下「基準」という。)1(独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点)に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から 3. までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第 3 項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- ・市場テスト(事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。
法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。
法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
 - ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
 - ③ 公的主体が実施すべきのものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
 - ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
 - ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。
- (2) 独立行政法人の廃止・民営化等
事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。
- (3) 組織体制及び運営の効率化の検証
上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。
- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
 - ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
 - ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
 - ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
 - ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
 - ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
 - ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
 - ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定さ

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。

(2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

れているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産(実物資産、金融資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1)「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項(既に措置している事項を除く。以下同じ。)については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2)「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数(森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数(2,041人)及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数(174人))を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針
中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監視委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18年度見直し方針」という。)を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを

資料 26 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

目次

- I. 前文
 - II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置
 - III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置
 - IV. その他
- 別表 各独立行政法人について講ずべき措置

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年6月 19 日閣議決定)において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月 10 日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14 回の会議を開催し、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11 月 27 日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

1. 検討の基本的な考え方

(1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

(2) 法人の廃止、民営化等

① 事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。

② 事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

(3) 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって

業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う(他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務(研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。)を含む。)

(4) 非公務員化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。)第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7 兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。

③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。

③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ

れ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であっても、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関

し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。

イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。

ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。

エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。

オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。

カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

④ 監事監査等の在り方

ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。

イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。

ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。

エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。

オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。

カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑤ 外部監査の在り方

ア 会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独

立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。

イ 主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

⑥ 事後評価の在り方

ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。

イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。

カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成 20 年のできるだけ早期に結論を得る。

⑦ 情報開示の在り方

ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。

イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。

ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5 兆円（平成 19 年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることが目指す。

IV. その他

1. 今後の課題

Ⅱ 及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

(1) Ⅱ 及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。

3. 雇用問題への対処

独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。

(1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。

(2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。

(3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。

4. その他

以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。

(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置

注)本計画に記載していない事項で、各府省が8月に提出した独立行政法人整理合理化案に記載しているもの及び各法人の中期目標期間終了時の見直しとして決定しているものについては、主務府省において責任を持って所要の措置を講じるものとする。

【内閣府】

<p>国立 公文 書館</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>○公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○公文書等の活用により自己収入増大のための方策を検討し、平成20年度内に結論を得る。</p>	<p>管理・運營業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。</p> <p>○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。</p> <p>【国民生活センターの在り方の検討】</p> <p>○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【東京事務所】</p> <p>○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。</p>
<p>国民 生活 センタ ー</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【情報分析事業】</p> <p>○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。</p> <p>○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。</p> <p>○事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。</p> <p>【相談調査事業】</p> <p>○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。</p> <p>○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。</p> <p>【商品テスト事業】</p> <p>○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。</p> <p>【教育研修事業】</p> <p>○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。</p> <p>○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】</p> <p>○法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。</p> <p>○住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。</p>
		<p>北方 領土 問題 対策 協会</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【大学院大学の設置準備】</p> <p>○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。</p> <p>○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。</p> <p>【研究開発の推進】</p> <p>○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使</p>
		<p>沖縄 科学 技術 研究 基盤 整備 機構</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【大学院大学の設置準備】</p> <p>○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。</p> <p>○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うものとする。</p> <p>【研究開発の推進】</p> <p>○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使</p>

	命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。
	運営の効率化及び自律化
	【内部統制・ガバナンス強化】 ○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。
	【自己収入の増大】 ○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
	【保有資産の有効活用】 ○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。

【総務省】

情報通信研究機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】 ○情報通信政策において情報通信研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、情報通信研究機構として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【民間基盤技術研究促進業務】 ○繰越欠損金の改善が見られるまでの間は、新規採択を抑制することとし、次期中期目標期間終了時まで、廃止を含めた検討を行う。</p> <p>【債務保証業務】 ○放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。</p> <p>【利子補給業務】 ○「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定)に基づき、株式会社日本政策投資銀行の活用にあたっては、他の民間金融機関とのイコールフットイングを確保する。</p> <p>【無線機器の型式検定業務】 ○総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、次年度以降の情報通信研究機構の入札への参加の取りやめについて検討を行う。</p>
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○適正かつ機動的な人員配置の実施、アウトソーシングの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。
	【支部・事業所等の見直し】 ○地方拠点について、平成22年度末までに、更なる廃止・集約化を検討する。また、つくばリサーチセンターの必要性について見直しを行い、その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。 ○海外拠点について、平成22年度末までに、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて見直し、廃止・集約化を検討する。
	運営の効率化及び自律化

	<p>【情報公開】 ○研究課題を取り巻くニーズの反映のため、事前、中間及び事後の各段階において、外部の有識者等の意見も踏まえた研究の評価を行う。 ○上記の評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、実施している研究の必要性、成果等について、研究成果による市場効果など、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【自己収入の増大】 ○平成22年度末までに民間企業等からの共同研究資金を平成17年度実績よりも2割以上増額させる。</p>
統計センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【官民競争入札等の適用】 ○大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。</p> <p>【受託製表業務】 ○本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。</p> <p>【製表等の技術研究業務】 ○符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。</p>
	組織の見直し
	【非公務員化】 ○統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 ○各調査別・各工程別(受付、符号格付等)に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。
平和祈念事業特別基金	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【国への円滑な移行等】 ○平成22年9月30日までの法人廃止までの間、現行の各事業について着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、資料等の記録・保存等の事業について国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>

【外務省】

国際協力機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外移住に対する援助、指導等業務】 ○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】 ○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	【支部・事業所等】 ○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。 ○海外の19事務所について、平成20年10月の国際

	<p>協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。 ○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。 <p>【自己収入の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度末までに、保養所を売却する。 ○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。
国際交流基金	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【文化芸術交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術交流分野の国内向け助成(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)について、平成21年度中に廃止する。 <p>【日本語研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○司書日本語研修事業及び豪州・ニュー・ジーランド初中等日本語教師研修事業について、平成20年度中に廃止する。
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都支部図書館について、平成20年度中に廃止する。
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決裁規定等の各種内規の見直しを進めるとともに、内部監査を充実させる。

【財務省】

酒類総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【分析・鑑定業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒類の高度な分析・鑑定のうち、特定成分の分析など、独立行政法人が直接実施する必要性が高くない業務については、民間事業者等に委託する。 <p>【研究・調査業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他省庁の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。 <p>【講習等業務及び品質評価業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒類業の健全な発達に資するための講習及び品質評価に係る単独主催業務については、酒類業界との共働を推進する。
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の一層の合理化を図る。
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の増加を図る。
造幣局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【貨幣製造業務以外の製造業務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及

	<p>び装身具の製造などから撤退する。</p> <p>【品位証明業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支相償を図る。
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。 ○庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。 ○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。 ○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。 <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。
国立印刷局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【情報製品事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。 ○官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。 <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。 ○東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虎の門工場の資産処分について、将来の課題として前向きに検討する。 ○大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。 ○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。 ○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。 ○出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。 ○市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。

	<p>○久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。</p>
通関情報処理センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【利用料の引き下げ】</p> <p>○平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料について、経費削減効果を確実に反映した料金を設定する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○特殊会社として民営化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>○民営化(特殊会社化)に当たっては、株式会社としてのマネジメントに加え、第三者機関による体制も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みを検討する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【基金事業】</p> <p>○大阪府との合意を得て、環境・公園に関連する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料維持のため、公園事業への繰入れを増やすこととする。</p>
日本万国博覧会記念機構	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○収益性を重視した土地の有効活用を図る。ネーミングライツの売却については、利用団体の意向を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○業務を更に民間委託し、コスト削減及び業務の効率化を図る。</p>

【文部科学省】

国立特別支援教育総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案(事前)・実施時(中間)、研究成果(事後)を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。</p> <p>○上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。</p>
	<p>【研修事業評価システムの見直し】</p> <p>○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案(事前)・実施時(中間)、実施後(事後)において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。</p> <p>○平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への</p>

	<p>還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。</p> <p>○上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。</p> <p>【研修事業】</p> <p>○平成20年度より一部研修を廃止(13研修→10研修)する。</p> <p>【個別教育相談業務】</p> <p>○保護者等からの個別的教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。</p> <p>○平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。</p>
大学入試センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【大学入試センター試験の実施事業】</p> <p>○秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。</p> <p>○調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。</p> <p>【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】</p> <p>○平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。</p> <p>○「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。</p>
国立青少年教育振興機構	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○各教育拠点の組織の見直し(2課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。</p> <p>○青少年交流の家及び青少年自然の家について、</p>

	稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。 ○青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。 ○その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
国立 女性 教育 会館	事務及び事業の見直し 【女性教育関係事業】 ○女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。
	事務及び事業の見直し 【日本語コーパス事業】 ○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。 【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】 ○平成20年度中に廃止する。 【外来語言い換え提案事業】 ○平成20年度中に廃止する。 【日本語教育事業】 ○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。 【漢字情報データベース事業】 ○平成20年度中に廃止する。 【図書館事業】 ○平成20年度中に廃止する。
国立 国語 研究 所	組織の見直し 【法人形態の見直し等】 ○大学共同利用機関法人に移管する。 【電話対応グループ】 ○平成20年度中にHP上でFAQ(よくある質問に対する回答)を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業
	事務及び事業の見直し 【資料収集・保管・展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。 【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業

	務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的な在り方について結論を得る。 【自己収入の増大】 ○外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。 【霞ヶ浦地区】 ○霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。
物質・ 材料 研究 機構	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ
	事務及び事業の見直し 【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。 ○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。 ○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。 ○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。 ○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。 【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。 【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。 ○平成19年度から少額契約案件において、インタ

	<p>ーネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。</p> <p>○平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター(東京)の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。</p> <p>○招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。</p>
防災科学技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。</p> <p>【波浪等観測事業】</p> <p>○平成19年度中に廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海洋研究開発機構と統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中に平塚実験場を廃止する。</p> <p>○平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>○平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する。</p>
放射線医学総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役</p>

	<p>割分担等の明確化を図る。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。</p> <p>【研修事業計画の見直し】</p> <p>○研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。</p> <p>【民間委託の推進等】</p> <p>○定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。 <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。</p> <p>○茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。
国立美術館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立近代美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。</p> <p>○企画機能強化のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年

	<p>度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立文化財機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】 ○東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
教員研修センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学校教育関係職員に対する研修】 ○研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急を実施する。 ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。</p> <p>【民間委託の推進】 ○施設の管理・運営業務について、引き続き民間委託を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【経費節減】 ○委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。</p>
科学技術振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業】 ○助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD(プログラムディレクター)、PO(プログラムオフィサー)が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。</p> <p>○政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>【科学技術情報流通促進事業】 ○平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策</p>

	<p>定(第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定)し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。</p> <p>○利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止(廃止基準の策定)及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。</p> <p>○科学技術情報流通促進事業(一般勘定)のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○東京本部について、自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 ○海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【科学技術理解増進事業】 ○日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○区分所有している茅野(車山)の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○管理職の割合を縮減し、給与水準の引下げを図る。</p> <p>【随意契約の見直し】 ○分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。</p>
日本学術振興会	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】 ○助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。</p> <p>○審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続</p>

	<p>及び審査業務を完全電子化する。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>【研究者養成のための資金の支給】</p> <p>○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。</p> <p>○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p>【学術の国際交流事業の促進事業】</p> <p>○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。</p> <p>○外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p> <p>○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>
理化学研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】</p> <p>○当初の目標を達成した事業は廃止するという方</p>

	<p>針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター)、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業(横浜研究所のゲノム科学総合研究センター)を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。</p> <p>○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。</p> <p>○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究成果については、積極的に社会への還元に努める。</p> <p>○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業】</p> <p>○宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。</p> <p>○H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。</p> <p>○今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。</p> <p>【宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業】</p> <p>○実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。</p> <p>【社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業】</p> <p>○国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p>

	<p>○次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。</p> <p>○見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設・設備の外部への供用】</p> <p>○保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元を努める。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。</p> <p>○野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。</p> <p>○鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。</p>
日本スポーツ振興センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【スポーツ振興投票業務】</p> <p>○スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。</p> <p>○その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>○なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。</p> <p>【スポーツ振興のための助成業務】</p> <p>○助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。</p> <p>【災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務】</p> <p>○災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。</p> <p>○学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。</p> <p>【スポーツ施設の運営・提供等に関する業務】</p> <p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の</p>

	<p>拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【資産の有効活用等】</p> <p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。</p> <p>○その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。</p>
日本芸術文化振興会	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【芸術文化振興のための助成事業の一元化】</p> <p>○文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。</p> <p>【伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し】</p> <p>○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。</p> <p>○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。</p> <p>【国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等】</p> <p>○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p> <p>○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設の有効活用等】</p> <p>○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。</p>
日本学生支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【奨学金貸与事業】</p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p>【留学生支援事業】</p>

	<p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p>【学生生活支援事業】</p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p>【市場化テストの拡大】</p> <p>○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p>【人員、組織の徹底したスリム化】</p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得るよう検討する。</p>
海洋研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p>

	<p>【研究開発プロジェクトの進行管理】</p> <p>○開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削計画(IODP)に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進捗よく状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業】</p> <p>○「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○防災科学技術研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。</p> <p>○むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、積極的に社会への還元を努める。</p>
国立高等専門学校機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国立高等専門学校の配置の在り方の見直し】</p> <p>○入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。</p> <p>【専攻科の見直し】</p> <p>○職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p>

大学 評価・ 学位 授与 機構	事務及び事業の見直し
	【認証評価業務】 ○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。
	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】 ○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。
	【学位授与業務】 ○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。
	【調査研究業務】 ○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○国立大学財務・経営センターと統合する。
	運営の効率化及び自律化
	【資産の有効活用】 ○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
	国立 大学 財務・ 経営 センター
【融資等業務】 ○融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。 ○財政投融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	
【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】 ○キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	
【学術総合センターの共用会議室の管理運営】 ○平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。	
組織の見直し	
【法人形態の見直し】 ○大学評価・学位授与機構と統合する。	
【組織体制の整備】 ○平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	
運営の効率化及び自律化	
【経費節減】	

	○運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 ○大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。
メディア 教育 開発 センター	事務及び事業の見直し
	【法人形態の見直し】 ○メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止する。 ○なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずる。
	組織の見直し
	同上
日本 原子 力研 究開 発機 構	事務及び事業の見直し
	【原子力システムの研究開発等研究開発業務】 ○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。 ○「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。
	【展示・理解促進活動】 ○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。
	運営の効率化及び自律化
	【J-PARCの運営の効率化】 ○大強度陽子加速器施設（J-PARC）については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。
	【自己収入の増大】 ○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。
	【保有資産の見直し】 ○使用されていない宿舍、宿舍跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舍及び入居率が低調な宿舍、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。 ○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見

	直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。
--	---

【厚生労働省】

国立健康・栄養研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【国民の健康・栄養・食生活に関する調査研究業務】</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。</p> <p>【国民健康・栄養調査の集計業務】</p> <p>○調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的な目標の見直しを不断に推進する。</p> <p>【収去食品の試験業務】</p> <p>○特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。</p> <p>○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○外部の協力研究員の一層の活用を図る。</p>
労働安全衛生総合研究所	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効活用などにより、自己収入の一層の増加を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○大学や民間企業等との人事交流を促進する。</p>
	事務及び事業の見直し
	<p>【労働安全衛生に関する調査研究業務】</p> <p>○労働安全衛生研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】</p> <p>○受託研究等による自己収入の充実を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うこと</p>

	とにより、効率的な研究マネジメントを実施する。
勤労者退職金共済機構	事務及び事業の見直し
	<p>【中小企業退職金共済事業】</p> <p>○未請求退職金の発生防止のための具体的な対策を早急に講ずるとともに、次期中期目標等において、未請求の期間が5年に達する前の退職金受給資格者の未請求退職金について、具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に取組を実施する。また、既に5年以上経過しているものについても連絡先の把握等のための方策について検討するなどの取組を具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に進める。これらの対策について、毎年度取組の進捗状況の評価を行う。</p> <p>【建設業退職金共済事業等】</p> <p>○退職金共済手帳長期未更新者の実態を把握するとともに、既に受給資格がありながら未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を強化し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するとともに、毎年度、取組の進捗状況の評価を行う。</p> <p>○退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。</p> <p>○清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業についても、建設業退職金共済事業と同様に退職金の確実な支給に取り組む。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○法人のガバナンスの確立を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。</p> <p>○適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。</p>
高齢・障害者雇用支援機構	運営の効率化及び自律化
	<p>【累積欠損金の解消】</p> <p>○累積欠損金の確実な解消を図るとともに、各退職金共済事業の予定運用利回りを必要に応じて随時、的確に変更する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。</p> <p>○松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p> <p>○川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。</p> <p>【業務実施体制の効率化等】</p> <p>○業務・システム最適化計画の実施に合わせて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に進行。</p> <p>○各退職金共済業務に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務手順等の共通化等、電話対応業務の一元化の検討などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。</p>
	事務及び事業の見直し
	<p>【高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】</p> <p>○65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転</p>

	<p>換を図る。</p> <p>○再就職支援コンサルタント業務を廃止する。</p> <p>【高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務(高齢期雇用就業支援コーナー)】</p> <p>○利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p> <p>【高年齢者雇用支援業務】</p> <p>○65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。</p> <p>【障害者に対する職業リハビリテーション業務】</p> <p>○福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。</p> <p>【障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務】</p> <p>○障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。</p> <p>○広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。</p> <p>○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○駐在事務所(5か所)は廃止し、必要な業務は本部が実施する。</p> <p>○次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。</p> <p>○せき髄損傷者職業センターを廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>
福祉医療機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福祉医療貸付事業】</p> <p>○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。</p> <p>○福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。</p> <p>○医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】</p> <p>○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p>

	<p>について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】</p> <p>○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継教育資金貸付けあっせん業務】</p> <p>○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。</p> <p>【長寿・子育て・障害者基金事業】</p> <p>○長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。</p> <p>○各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。</p> <p>【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】</p> <p>○福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。</p> <p>【心身障害者扶養保険事業】</p> <p>○繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○各業務の業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。</p>
国立	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【施設利用者の自立支援のための取組】</p> <p>○重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努める。</p> <p>○次期中期目標においては、施設利用者の状況、地域における受入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定する。</p> <p>【調査・研究及び情報提供、養成・研修並びに援助・助言の業務】</p> <p>○次期中期目標において、実施すべき支援内容について明確にするとともに、その成果を客観的に評価できる具体的な目標を設定する。</p>

労働政策研究・研修機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労働政策研究業務】</p> <p>○労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p> <p>【研究者等の海外からの招へい・海外派遣業務】</p> <p>○研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。</p> <p>【労働行政担当職員研修業務】</p> <p>○労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。</p> <p>○労働大学校の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員研修の強化などにより、内部統制の徹底を図る。</p>
	<p>雇用・能力開発機構</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】</p> <p>○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務（助成金支給業務）】</p> <p>○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】</p> <p>○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するととの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目的に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】</p> <p>○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。</p> <p>○生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。</p> <p>○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。</p> <p>○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】</p> <p>○雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。</p>

労働者健康福祉機構	<p>○雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。</p> <p>○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】</p> <p>○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労災病院業務】</p> <p>○労災病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。</p> <p>その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】</p> <p>○医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。</p> <p>【労災疾病研究センター業務】</p> <p>○労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。</p> <p>【産業保健推進センター等業務】</p> <p>○産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。</p> <p>○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【海外勤務健康管理センター等業務】</p> <p>○全ての業務を廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○労災リハビリテーション工学センターを廃止する。</p> <p>○海外勤務健康管理センターを廃止する。</p> <p>○労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。</p> <p>○法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。</p>

	<p>○(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。</p>
国立病院機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【診療事業、臨床研究事業、教育研修事業】</p> <p>○国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。</p> <p>その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>○国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】</p> <p>○医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要なとされるコストの適切な把握に努める。</p> <p>○長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用を努める。</p>
医薬品医療機器総合機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新医薬品審査】</p> <p>○ドラッグ・ラグ2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行う。</p> <p>○アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。</p> <p>【新医療機器審査】</p> <p>○デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図る。</p> <p>【安全対策業務】</p> <p>○医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策</p>

	<p>業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○各業務について、職員数の変動を踏まえた、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。</p>
医薬基盤研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発振興事業】</p> <p>○実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。</p> <p>【基盤的技術研究・生物資源研究】</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関の研究開発との重複について、より厳格にチェックを行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>【承継事業】</p> <p>○多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。</p> <p>○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。</p> <p>○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。</p> <p>○研究費不正防止に関する規程等を整備する。</p>
年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【年金福祉施設等に係る業務】</p> <p>○年金福祉施設等の譲渡・廃止を加速化するとともに、年金福祉施設等の解体経費等の縮減などにより、早期に国庫納付額の増加を図る。</p> <p>【厚生年金病院・社会保険病院の取扱い】</p> <p>○厚生年金病院・社会保険病院に係る整理合理化計画の策定が、当初の見込み又は事務的に必要な時期から大幅に遅れ、現段階でも未だ十分な検討や実態把握が完了していない現状を踏まえ、厚生労働省は、速やかに整理合理化計画の策定を図るとともに、平成22年9月までの法人存続期限となっている年金・健康保険福祉施設整理機構においては、今後の国からの現物出資に係る早期の計画的整理の完了に向けた所要の準備を推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p>

	○外部の有識者等で構成される委員会の一層の活用を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止の加速化を促す。
年金積立金管理運用独立行政法人	事務及び事業の見直し 【年金積立金の管理・運用業務】 ○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○常勤監事等による監査機能の強化を図る。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。 ○職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。
	【保有資産の見直し】 ○日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。

【農林水産省】

農林水産消費安全技術センター	事務及び事業の見直し 【食品等関係事業】 ○平成21年2月28日限りで、生糸のJAS規格による格付業務を廃止する。 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。
	組織の見直し 【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。 【支部・事業所等の見直し】 ○平成22年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。 ○神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせて、平成20年度に現神戸センターを売却する。
	事務及び事業の見直し 【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。 【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これら
種苗管理センター	事務及び事業の見直し 【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。 【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。

	の先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。 【支部・事業所等の見直し】 ○金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。 【組織体制の整備】 ○八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることについて、関係機関と協議する。 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
家畜改良センター	事務及び事業の見直し 【家畜の改良増殖】 ○実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。 ○みつばちに係る業務を廃止する。 【民間競争入札の適用】 ○中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
水産大学校	事務及び事業の見直し 【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 ○設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○競争入札等推進委員会を設置する。
農業・食品産業技術総合研究機構	事務及び事業の見直し 【農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)、農業機械化促進業務】 ○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。 ○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。 ○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。 【特例業務(株式の処分、債権の管理及び回収)】 ○平成27年度までに業務を廃止する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○畜産草地研究所の研究員宿舍 ①研修生の実入入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。

	<p>○農業者大学校</p> <p>①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。</p> <p>②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。</p> <p>③霽石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○知的財産権について実施(利用)料率を見直す。</p>
農業生物資源研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○寄宿舎について、共同研究の更なる推進、指導者の招へいにより利用率の向上を図る。</p> <p>○庁舎等(松本地区)を平成20年度以降に売却する。</p> <p>○共同実験室等(岡谷地区)を平成22年度末に原状回復の上、借地を返却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。</p>
農業環境技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。</p> <p>○知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する(平成20年度施行)。</p>
国際	事務及び事業の見直し

農林水産業研究センター	<p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で承継する。</p> <p>【開発途上地域の農林水産業に関する技術上の試験研究】</p> <p>○海外における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、他の研究開発型の独立行政法人、大学との役割分担を図りつつ、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>○中国現地調整業務を廃止する。</p> <p>○南米現地調整業務を廃止し、情報収集等業務を民間委託する。</p> <p>○東南アジア現地調整業務の合理化を図り、賃金等を削減する。</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>○研究成果の広報を国民に分かりやすく、かつ、効率的に実施するために、広報誌の編集等を外部委託する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成22年度までに、事業用車13台中8台を削減する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自己収入の増大を図るため、刊行物の有料化を図る。</p>
森林総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の水源地造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。</p> <p>【研究の推進】</p> <p>○林業研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○全国93か所に設置している試験林の3割減及び全国4か所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○出版物について対価徴収を行う。</p>
水産総合研究センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等】</p> <p>○水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○外部アドバイス制の導入や船員による点検・修理の実施によりドック費用を削減する。</p>

	<p>○通信回線契約の見直しにより経費削減を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○各種利用料の見直しを行う。</p>
農畜産業振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【畜産関係業務】</p> <p>○事業実施主体の公募方式を導入する。</p> <p>○保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。</p> <p>【野菜関係業務】</p> <p>○重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。</p> <p>【蚕糸関係業務】</p> <p>○現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。</p> <p>【糖価調整業務】</p> <p>○国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。</p> <p>【情報収集提供業務】</p> <p>○調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p>
農業者年金基金	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業者年金事業】</p> <p>○委託業務</p> <p>①特別相談活動事業を廃止する。</p> <p>②個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。</p> <p>③制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>○契約審査委員会を設置する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○柏職員宿舎については、平成20年度乃至平成21年度に売却する。</p>
農林漁業信用基金	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【林業寄託業務】</p> <p>○平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。</p> <p>○寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。</p> <p>【農業信用保険業務】</p> <p>○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>

	<p>【漁業信用保険業務】</p> <p>○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>【林業信用保証業務】</p> <p>○平成20年度から100%保証の対象をより政策的性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。</p> <p>【漁業信用保険業務】</p> <p>○平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。</p> <p>【農業・漁業災害補償関係業務】</p> <p>○共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○契約審査委員会を設置する。</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。</p>
緑資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源幹線林道事業】</p> <p>○独立行政法人の事業としては廃止する。</p> <p>【水源林造成事業】</p> <p>○費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。</p> <p>○具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。</p> <p>【特定中山間保全整備事業】</p> <p>○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。</p> <p>【農用地総合整備事業】</p> <p>○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。</p> <p>【海外農業開発事業】</p> <p>○独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○平成19年度限りで法人を廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再</p>

	編する。
	運営の効率化及び自律化
	【保有資産の見直し】 ○奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。 ○宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。 ○宿舍のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第1号(杉並区)ほか7件については事業の縮小に伴い処分を検討を行い、職員宿舍第1号(札幌市)ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。 ○いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。

【経済産業省】

経済産業研究所	事務及び事業の見直し 【調査研究業務】 ○政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。 ○統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報が入手できるようになりつつあることもかんがみ、平成19年度中に廃止する。 ○データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○計量分析・データ室を廃止する。 ○他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。 ○競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。
	工業所有権情報・研修館 事務及び事業の見直し 【工業所有権情報関連業務】 ○特許庁で構築中の新業務システムの運用開始(平成22年度及び平成25年度予定)に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。 【工業所有権情報流通業務】 ○平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業(実務編)を廃止する。 【人材育成業務】 ○民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施する。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法

	人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化する。
日本貿易保険	事務及び事業の見直し 【貿易保険業務】 ○経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。
	運営の効率化及び自律化 【随意契約の見直し】 ○関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。
	産業技術総合研究所 事務及び事業の見直し 【使命(ミッション)の明確化】 ○科学技術政策において産業技術総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、産業技術総合研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 【国民の広汎な意見の反映】 ○科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスカフェや出前講座等の対話型活動の強化を行い、国民の広範な意見を研究活動に取り入れる。 【中小企業人材育成事業】 ○平成19年度限りで廃止する。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○関西センター大阪扇町サイトは平成20年度、中国センターは平成21年度、直方サイトは平成19年度に売却の方向で検討する。 【自己収入の増大】 ○受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。 【業務運営体制の整備】 ○危険物病原体等の管理を適切に実施するため、コンプライアンスを徹底させるための体制整備を実施する。 ○新たに研究テーマデータベースを構築し、研究テーマに関する情報の一元管理の整備を構築する。 ○研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図る。
製品評価技術基盤機構	事務及び事業の見直し 【生活安全分野】 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り

	<p>方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>【化学物質安全管理分野】</p> <p>○化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、今中期期間中に外部委託を実施する。</p> <p>【計量・標準分野】</p> <p>○外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。</p> <p>○製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】</p> <p>○次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行う。</p> <p>○企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。</p> <p>【基盤技術研究促進事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に事業の廃止を含めた検討を行うとともに、研究委託先等への現地調査の励行や必要に応じ売上げ等の納付態勢の実施の取組により資金回収の徹底を図る。</p> <p>【産業技術フェローシップ事業】</p> <p>○フェローシップ終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、当該結果を公表する。</p> <p>【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】</p> <p>○すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。</p> <p>【京都メカニズムクレジット取得関連業務】</p> <p>○計画的にクレジットを取得するとともに、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努める。</p> <p>○毎年度のクレジット取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。</p>
	<p>組織の見直し</p>

	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門の連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○鳥飼敷地、福岡地行敷地、祖師谷宿舍、桜新町倉庫は、平成22年度を目途に、太宰府敷地、筑紫野敷地、研究施設については次期中期目標期間中に売却等を行う。</p> <p>○白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。</p>
日本貿易振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【対日投資拡大業務】</p> <p>○地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。</p> <p>○外資系企業意識調査事業、Invest Japanニューズレター事業について、廃止する。対日投資ハンドブック発行事業について、民営化する。外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【我が国中小企業等の国際ビジネス支援業務】</p> <p>○見本市・イベント研究会開催事業について、廃止する。国際インターンシップ支援事業について、民営化する。見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運営業務について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【開発途上国との貿易拡大業務】</p> <p>○ASEAN・インド物流円滑化支援事業について、廃止する。環境関連ミッション受入事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【調査・研究等業務】</p> <p>○日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、官民競争入札を導入する。</p> <p>○アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。</p> <p>○海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。</p> <p>○国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○FAZ支援センター(大阪りんくう)について、平成22年度内に売却する。</p> <p>○職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自治体や企業・業界団体等からの受託事業を拡大するとともに、有料サービスメニューの拡大により国以外からの収入を拡大し、国への財政依存度を低減させる。</p>

原子力安全基盤機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【燃料及び炉心安全性確認試験】</p> <p>○国内加工MOX燃料特性試験を平成20年度から廃止する。</p> <p>【核燃料施設検査技術等整備事業】</p> <p>○再処理施設におけるリスク評価手順整備のためのPSAの予備解析数を平成20年度から縮小する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事業の重点化と効率化を図るため、当該法人に係る重点課題等に対する第三者の意見等を聴取し、その結果を踏まえ、平成20年度に大幅な組織再編を行うこととする。</p> <p>○新検査制度等による業務量の増加等に対しては、効率的な人員の運用(配置)により対応するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【情報公開】</p> <p>○寄せられた意見・問い合わせを担当部署に迅速に回し、速やかに対応を検討するとともに、必要に応じ差し出し者に対し速やかにかつ的確に回答する。</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○現在の各種研修制度の充実強化に努めるとともに、新規学卒者・ポスドク等の採用の強化を図る。</p>
情報処理推進機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【ソフトウェア開発業務】</p> <p>○オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業につき、平成19年度で廃止するものとする。</p> <p>○中小企業経営革新ベンチャー支援事業は、平成21年度で終了するものとする。</p> <p>○オープンソフトウェア利用促進事業は、平成22年度で終了するものとする。</p> <p>【情報処理技術者試験業務】</p> <p>○情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、次期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の売却】</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国家備蓄基地管理業務】</p> <p>○国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1ヵ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札(公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む)を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参加が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。</p> <p>また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。</p> <p>【鉱害防止対策業務】</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>

	<p>○箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方で交渉するものとする。</p> <p>○職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。</p>
中小企業基盤整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業】</p> <p>○都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関(以下「地域支援機関」という)の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。</p> <p>【ビジネスマッチング事業】</p> <p>○地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。</p> <p>【インキュベーション施設の整備事業】</p> <p>○地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する。</p> <p>【中小企業大学の研修事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【戦略的基盤技術高度化支援事業】</p> <p>○平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。</p> <p>【小規模企業共済事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。</p> <p>【中小企業倒産防止共済事業】</p> <p>○目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。</p> <p>○試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。</p> <p>○インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。</p> <p>○工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。</p> <p>○虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。</p>

土木 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○土木研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。 ○平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。 【組織体制の整備】 ○平成21年度までに既存の研究組織を統廃合し、既設構造物の適切な維持管理など新たな社会的ニーズに応じた研究組織を設置する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。 ○特許権等の知的財産の利用環境の整備等による特許料収入等の確保や保有する施設の外部機関への貸付け等の取組により、自己収入の増大を図る。
	建築 研究 所
建築 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○第2期中期計画期間の中間年度(平成20年度)に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。 【業務運営体制の整備】 ○研究者の資質の向上を図るため、研究者の業績を評価するシステムについて、平成19年度中に、評価システムの運用上の課題整理を行い、平成20年度から導入する。 【民間委託の推進】 ○平成21年度に車両運転管理業務について競争入札により外部委託する。
	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○事務運営の効率化を図るため、平成19年度中に、決裁の電子化の導入に関する運用上の課題整理を行い、平成20年度に簡易な決裁について電子決裁に移行する。 【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。 ○特許等の出願を奨励し、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出し等による取組により自己収入の増大を図る。
	交通安全 環境 研究 所
交通安全 環境 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民

	間との相違・役割分担等の明確化を図る。 ○統合に合わせて、自動車審査・リコール関係業務を、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。なお、自動車審査・リコール関係部署は、交通分野4研究機関の統合に合わせて、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。 【支部・事業所等の見直し】 ○以下の研究施設については、当該施設を利用した研究調査が終了していることから、平成21年度までに廃止する。 ①照明実験施設 ②写真解析施設 ○以下の研究設備については、利用頻度が低下していることから、廃止することとし、その廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得る。 ①重連車両模擬試験設備 ②慣性モーメント測定設備
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○所内フォーラムの実施や審査担当者に対する所内資格認定制度の活用により、職員に対する指導、研修の一層の充実・強化を図る。 【自己収入の増大】 ○共同研究・受託研究の増加、知財収入の増加、競争的資金の獲得等により自己収入の増大を図る。
	海上 技術 安全 研究 所
海上 技術 安全 研究 所	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。 【船舶に係る技術に関する研究開発】 ○要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成19年度で廃止する。 ①新材料研究開発の研究 ②CO2深海貯留研究
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。 ○船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。 ○民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入の増大を図る。
	港湾 空港 技術 研究
港湾 空港 技術 研究	事務及び事業の見直し 【研究開発の重点化・役割分担の明確化】 ○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研

所	<p>究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○平成21年度までに外部評価委員会の意見を踏まえつつ、重点化すべき研究等について見直しを行うとともに、平成22年度末までに津波防災対策や国際基準の策定等の国際貢献に資する研究に研究資源を重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成22年度末までに施工・制御技術部の廃止を含め、研究部を再編する。</p> <p>○平成22年度末までに行政職職員の人員を平成18年度に比べ2割削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部競争的資金の獲得のための体制である所内アドバイザー制度について、民間研究機関等外部機関との共同研究・受託研究を更に推進するため、平成22年度までに共同研究・受託研究に関しても拡充し、自己収入の増大を図る。</p> <p>○特許等の知的財産権について講演会やホームページ上での広報等によりその活用を促進する、寄附金について募集の仕組みを工夫するなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
電子航法研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【電子航法に関する研究開発】</p> <p>○「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止し、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題に特化する。</p> <p>○航法システム開発分野の以下の2研究課題を廃止し、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究に特化する。</p> <p>①静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究(平成19年度廃止)</p> <p>②高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究(平成20年度廃止)</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○航空交通管理に関する研究において、海外等の外部人材を積極的に活用する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○内部統制検討委員会を立ち上げるとともに、情報セキュリティ研修や著作権講習会を実施する等、当該機能を強化する。</p>

	<p>○業務・事業に適した管理会計の在り方について検討し、組織及び研究開発のマネジメントを充実させる。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○共同研究、受託研究について数値目標(年間20件)を設定し、自己収入の増大を図る。</p>
航海訓練所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【社船実習の活用】</p> <p>○現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。</p> <p>【帆船実習の在り方】</p> <p>○航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>【遠洋航海等を希望しない学生への措置】</p> <p>○現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所の見直し】</p> <p>○連絡調整室(東京)を平成20年度中に廃止する。</p> <p>【船隊構成の見直し】</p> <p>○内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託機関との間で協議する。</p> <p>○今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>
海技教育機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【船員再教育事業】</p> <p>○上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海技大学の児島分校については、その機能を海技大学本校等へ統合し、校舎は廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。</p>

	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。</p> <p>○海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。</p>
航空大学校	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【航空機操縦士養成事業】</p> <p>○操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成20年度以降、逐次必要な措置を実施する。</p> <p>○将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成22年度に結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【職員数の削減】</p> <p>○平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。</p>
自動車検査	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自動車検査・審査業務等の一元化】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p> <p>【自動車検査業務】</p> <p>○法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント〔72%→77%〕向上の見込み)。</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>○自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係部署を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規</p>

	<p>模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。</p> <p>○年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【鉄道建設等業務】</p> <p>○現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。</p> <p>○整備新幹線の建設に係る進捗よく状況について、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表する。</p> <p>○鉄道建設に係る受託業務については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など支援を行う必要性が高いものに限定する。このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定し、当該基準に適合しているか同委員会で審議した上で受託工事の実施を判断する。</p> <p>○受託工事に係るコスト縮減の状況やその効果について第三者委員会で検証し、その結果をホームページなどで公表する。</p> <p>【船舶共有建造等業務】</p> <p>○平成21年度までを重点集中改革期間とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」(平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構) (以下、「見直し方針」という。)に基づく取組を推進し、見直し方針の目標を確実に達成することを目指す。</p> <p>○重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行う。</p> <p>【高度船舶技術開発等業務】</p> <p>○利子補給及び債務保証を廃止する。</p> <p>○債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止し、その資金の拠出者等関係者の合意が得られた場合には、実用化助成に重点的に活用する。実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。</p> <p>【基礎的研究業務】</p> <p>○氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行う「マスキング評価」などの方策を導入し、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行う。また、国土交通省所管の研究所で実施している研究内容も把握した上で採択し、研究内容の重複を避ける。</p> <p>○研究費の不正使用等の防止に関する取組の充実や、研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○箱根分室を平成20年度内に売却する。</p> <p>○麻布分室を売却するものとし、売却時期等につい</p>

	<p>て速やかに検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。 ○習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。
国際観光振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外宣伝事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場別の事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。 ○海外観光宣伝事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとのパフォーマンスを示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行う。 <p>【国内受入体制整備支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までに事業の在り方を検討する。 <p>【国際コンベンション誘致事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。 <p>【アウトカム指標の設定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献等の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施する。 <p>【民間競争入札の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務(出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等)について、平成21年度実施分から、全13カ所の事務所のうち1事務所において、民間競争入札を実施する。 ○通訳案内士試験業務(筆記試験問題案作成、試験申込み受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務)について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。(試験会場の確保業務は原則すべての試験会場について実施) <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。 <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。 ○国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。 ○事務所数や配置の適正性について、市場の動向

	<p>に即して不断の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。
水資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【建設事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在計画策定中又は本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の見込み等について、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。 ○現在建設中の事業については、特定事業先行調整費制度の活用、利水者等の関係者間との連携強化により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。 <p>【管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、人件費を始めとする管理コストの削減を図る。 <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本支社のスリム化や近隣事務所の統合を行うとともに、総合技術推進室と現場事務所が一体となった効率的、機動的な業務の実施を推進する。 ○本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、当該計画とあわせ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行う。 <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公団の元役職員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと等を踏まえ、以下の措置を講ずることにより、内部統制を抜本的に強化し、体制の整備と信頼の回復を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ①当面の取組(既に実施中の取組を含む。)として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化(指名停止期間の延長)等を図る。 ②内部統制体制の整備を図るため、倫理行動指針の策定、倫理委員会の設置、コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス専門窓口の設置、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等を行う。 ○コスト削減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。その際、建設事業・管理業務ともに、事業実施主体間でのコスト比較を検討する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。 ○本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・

	<p>整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>○本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>
自動車事故対策機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生活資金貸付】</p> <p>○債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を進める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○4ヵ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。</p> <p>○指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上(平成18年度実績41.6%)に引き上げる。</p>
空港周辺整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑地造成事業】</p> <p>○平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>【再開発整備事業】</p> <p>○第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。</p> <p>○今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。</p> <p>【代替地造成事業】</p> <p>○代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。</p> <p>【民家防音事業】</p> <p>○工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。</p> <p>○事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。</p> <p>【移転補償事業】</p> <p>○機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。</p>

	<p>①部の廃止、統合</p> <p>大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。</p> <p>②課の廃止</p> <p>大阪事業本部において移転補償課を廃止する。</p> <p>③定員削減</p> <p>部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。</p> <p>○平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。</p>
海上災害防止センター	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施</p> <p>②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん</p> <p>③防災基金への国の関与</p>
都市再生機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【都市再生事業】</p> <p>○都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。</p> <p>○都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定することとし、それらを判断するための基準を平成19年度内に明確化する。</p> <p>○機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、上記の基準への適合について検証した上で、直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行うとともに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。</p> <p>○上記のほか、地域のまちづくりの方針との関係で支障がない事業については、売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。</p> <p>【賃貸住宅事業】</p> <p>○賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。</p> <p>○すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努め</p>

<p>る。なお、保有する資産を売却するに当たっては、適正な価格で売却するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。 ○市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。 ○賃貸住宅事業について、国民への説明責任を果たすため、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。 ○UR営業センターにおけるすべての業務及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。 <p>【ニュータウン事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒して供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒して業務を完了するよう努める。
<p>組織の見直し</p> <p>【組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。 ○(財)住宅管理協会については、組織形態を見直すことにより連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公表し、透明性を確保する。 ○ニュータウン事業縮小に伴い、体制を縮小する。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【関連会社等との随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。 ○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業リスクの管理を徹底し、その精度を向上させる。 ○人員について、平成20年度末目標4,000人体制から平成25年度末までに更に2割削減する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。 ○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。 ○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。 ○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定す

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。 ○宿舍については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舍再編計画を策定し、不要宿舍は廃止・処分する。 ○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。 ○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。 ○居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。 ○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。 ○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。 ○ニュータウン地区内の便利施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。
<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【融資業務・債務保証業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。 <p>上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等に対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。 ○融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。 ○債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

	<p>○審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。</p> <p>○中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制の抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。</p>
日本 高速 道路 保有・ 債務 返済 返済 機構	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、賃料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時までには検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○対外的に理解の得られるラスパイレース指数の達成のため、日本高速道路保有・債務返済機構の業務内容に応じた適材適所の人員配置を各出向元の協力を得ながら推進し、組織運営の効率化を徹底する。</p> <p>また、このような取組を通して、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において定められた人件費5%以上削減（平成18年度～平成22年度）を、平成21年度までに前倒して達成する。</p> <p>○役職者の割合が高くなっていることがラスパイレース指数を高めている一因であることにかんがみ、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることとし、現中期目標期間中に具体的な見直し計画を策定する。</p> <p>○内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。</p> <p>○債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性を確保する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【証券化支援業務】</p> <p>○住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済のコストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等の検討を行う。</p> <p>また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。</p>
住宅 金融 支援 機構	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り</p>

	<p>方を検討し、2年後に結論を得ることとする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方について、機動的に見直しを実施する。</p> <p>○一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。</p> <p>○業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○北海道支店北5条宿舍(1号)ほか2件の宿舍については、平成19年度中に処分する。</p> <p>○本店本町ほか57件の宿舍について、平成19年度中に宿舍整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舍を売却する。</p> <p>○公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。</p>

【環境省】

国立 環境 研究 所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○国立環境研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○第2期中期計画の中間年度(20年度)に、進捗よく状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直す。</p> <p>【環境情報の収集・整理・提供に関する業務】</p> <p>○平成19年度中に、EICネット(Environmental Information & Communication Network)について国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成20年度中に東京事務所を廃止する。</p> <p>○平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成19年末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。</p> <p>○平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的な外部研究資金を中心に、国立環境研究所の目的、使命に合致した資金について一層の確保に努めるなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
環境 再生 保全 機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【公害健康被害補償業務】</p> <p>○公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付倦怠、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p>

	<p>【公害健康被害予防事業】 ○公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。</p> <p>○平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。</p> <p>【地球環境基金業務】 ○地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。</p> <p>○地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。</p> <p>○地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【最終処分場維持管理積立金管理業務】 ○最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】 ○大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】 ○石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 ○債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービスの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○戸塚宿舎について、次期中期目標期間中に売却する。</p>

	<p>○駐留軍等労働者から提出される書類の受付、入力及び帳票類等の仕分などの定型的業務につき、平成20年度に本部、岩国支部及びコザ支部で外部委託し、その結果を検証した上で平成22年度までに全支部で実施するものとする。</p> <p>○機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【本部の移転】 ○賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する。</p> <p>【支所・事業所等の見直し】 ○駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 ○今中期目標期間中に、サーバの本部集中化、電子決裁の導入による意思決定の迅速化及び文書管理機能の導入による情報資産の一元管理を行う。</p>

【防衛省】

駐留軍等労働者労務管理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福利厚生業務】 ○ほう賞事業については、その在り方等を見直すことについて、今中期目標期間中に関係者と協議するものとする。</p> <p>○駐留軍等労働者の保護衣及び制服は、平成8年の日米間の合意に基づき、99品目を機構各支部が現地米軍の要求に沿って購入しているが、経費削減等の観点から、制服の規格を統一するなど、この合意を見直すことについて、今中期目標期間中に米軍と協議を行っていく。さらに、その結果を踏まえ、本部での一括契約を実施する。</p> <p>【労務管理・労務給与・福利厚生業務】</p>
---------------	---